

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「P F I 法」という。）第 8 条の規定に基づき、愛知県警察運転免許試験場整備等事業（以下「本事業」という。）の民間事業者を選定したため、同法第 11 条の規定により、客観的な評価の結果を公表します。

平成 29 年 8 月 24 日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県警察運転免許試験場整備等事業

客観的な評価の結果

平成 29 年 8 月

愛 知 県

目 次

1	事業の概要について	1
(1)	事業名称	1
(2)	事業に供される公共施設の種類	1
(3)	公共施設の管理者	1
(4)	事業目的	1
(5)	事業方式	1
(6)	本事業の対象となる施設	2
(7)	事業範囲	2
(8)	事業期間	3
2	事業者の選定経過及び選定結果	4
3	P F I手法の導入による公的財政負担の削減について	5
(1)	V F M算定の前提条件	5
(2)	選定した民間事業者の事業提案書に基づくV F M	5
	(別添資料1) 事業提案の概要	
	(別添資料2) 愛知県警察運転免許試験場整備等事業審査講評	

1 事業の概要について

(1) 事業名称

愛知県警察運転免許試験場整備等事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

警察施設（運転免許試験場）

(3) 公共施設の管理者¹

愛知県知事 大村 秀章

（愛知県知事から本事業について事務の委任を受けた者 愛知県警察本部長）

(4) 事業目的

現在、愛知県警察運転免許試験場（以下「本施設」という。）には、運転免許試験場（本場）と運転者講習センターが立地しています。運転免許試験場においては、自動車運転免許証の新規交付・更新・記載事項の変更等の免許管理、試験、適性相談等を行っています。また、運転者講習センターにおいては、自動車運転免許に関する企画及び行政処分、指定教習所の指導・監督、運転者講習、交通安全教育等を行っています。

このうち運転免許試験場は、昭和 40 年 4 月に運用が開始され、竣工後 52 年が経過し、老朽化が著しく、速やかな建替えが必要な状況にあります。また、運転免許試験場と運転者講習センターは別棟となっているほか、バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応が遅れており、職員を含めた施設利用者にとっての効率性・利便性・快適性の向上が求められています。

あわせて、県では、愛知県交通安全条例（平成 26 年条例第 55 号）を制定し、交通事故のない社会の実現を目指した取組を推進しています。また、愛知県警察本部では、「『安心』して暮らせる『安全』な愛知の確立」を警察運営の基本目標（平成 29 年）とし、安全で快適な交通社会の実現を図る施策を実施しています。これらを背景として、運転免許事務や交通安全教育を担う本施設の重要性が高まっています。

これらのことを踏まえ、県民等の生活及び経済活動における安心・安全を支える拠点施設として機能の維持・高度化を図るとともに、運転免許業務の効率性や利用者サービスの向上を図ることを目的として、本施設を再整備することとしました。

また、本施設を再整備する手法として、民間の経営能力及び技術的能力を活用する P F I を導入することとし、設計、建設、維持管理及び附帯事業を一体として行うことによるサービス水準の一層の向上やライフサイクルコストの削減を図るものとします。

(5) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、事業者²が自らの提案をもとに施設の設計、建設を行った後、

¹ 本事業を P F I 事業として民間事業者²に実施させようとする地方公共団体の長をいいます。

県に施設の所有権を移転し、事業契約書に示される内容の維持管理、附帯事業を行う方式（BTO（Build Transfer Operate））により実施することとします。

（６）本事業の対象となる施設

本事業の対象となる施設は下記の施設及び外構施設となります。

ア 整備対象施設

- （ア）庁舎
- （イ）附属棟（発着場、車庫）
- （ウ）技能試験コース
- （エ）四輪駐車場（平面駐車場・立体駐車場）
- （オ）二輪駐車場
- （カ）駐輪場

イ 解体・撤去施設

- （ア）運転免許試験場
- （イ）運転者講習センター
- （ウ）附属棟（発着場・車庫）
- （エ）技能試験コース
- （オ）四輪駐車場（平面駐車場）
- （カ）二輪駐車場
- （キ）駐輪場

（７）事業範囲

事業者が実施する事業範囲は下記のとおりとします。

ア 設計・建設業務

- （ア）事前調査業務
 - ・地質調査
 - ・土壌調査
- （イ）設計業務
 - ・整備対象施設の基本設計、実施設計及びその関連業務
 - ・解体・撤去施設の取壊し設計
- （ウ）建設業務
 - ・整備対象施設の建設工事
 - ・解体・撤去対象施設の解体・撤去工事
- （エ）工事監理業務
 - ・整備対象施設の建設に係る工事監理業務
 - ・解体・撤去施設の解体・撤去工事に係る工事監理業務

² 本事業の実施に際して、県と事業契約を締結し事業を実施する特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））をいいます。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいいます。

(オ) 周辺家屋影響調査業務及びその対策業務

(カ) 電波障害調査業務

(キ) 各種申請等の業務

(ク) 施設の引渡し

イ 維持管理業務

(ア) 点検・保守・経常修繕業務

(イ) 植栽外構等保守管理業務

(ウ) 環境衛生管理業務

(エ) 清掃業務

(オ) 駐車場管理業務

ウ 附帯事業

(ア) 食堂の運営業務

(イ) 売店の運営業務

(ウ) 自動販売機による飲食物の販売業務

(エ) 各種証明用無人写真撮影機による写真の撮影、販売業務

(オ) 任意提案業務

エ 県が行う下記の業務との調整・協力

(ア) 現施設（解体・撤去対象施設）からの什器備品等の整備対象施設への移転及び廃棄業務

(イ) 什器備品等の調達、保守及び修繕業務

(ウ) 清掃業務（事業者の清掃範囲に含まれない諸室等）及び廃棄物処理業務

(エ) 事業者に対して行う業務のモニタリング

(オ) その他県が行う業務

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、平成 29 年 10 月から平成 47 年 3 月までの 17.5 年間（設計・建設期間 2.5 年間、維持管理期間 15 年間）とします。

なお、設計・建設期間は庁舎の供用開始（県による運用開始）までの期間であり、庁舎の建設工事を含めて平成 33 年 2 月までに、整備対象施設の建設工事及び解体・撤去対象施設の解体・撤去工事を実施するものとします。

また、維持管理期間は庁舎の供用開始後から事業終了までの期間であり、整備対象施設の供用開始（県による運用開始）にあわせて、適宜維持管理業務及び附帯事業を実施するものとします。

2 事業者の選定経過及び選定結果

事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札により実施しました。

平成 28 年 12 月 27 日に入札公告を行い、平成 29 年 2 月 17 日までに 3 応募者から参加表明があり、応募者からの参加資格申請書類等をもとに、県は入札説明書に記載する参加要件等の具備を確認しました。平成 29 年 6 月 1 日に入札を執行し、3 応募者（資格審査通過者）から入札書及び事業提案書（事業提案の概要は別添資料 1）を受け付けました。

県は、本事業を実施するにあたり、公正性、透明性及び客観性を確保して事業者を選定するために愛知県警察運転免許試験場整備等事業 P F I 事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置しました。委員会では、入札参加者から提出された提案書類について、事業者ヒアリングを行い、詳細に及ぶ質疑を行うなど、落札者決定基準等に基づき慎重な審査が行われました。その結果、平成 29 年 7 月 13 日、大和リースグループ（企業名は委員会に伏して審査）を最優秀提案者に選定しました。

県は、委員会における審査結果の報告に基づき、7 月 20 日に大和リースグループを落札者（落札金額及び落札者の構成は下表のとおり）として決定しました。

なお、本事業の委員会における検討経緯・評価内容は、別添のとおり「愛知県警察運転免許試験場整備等事業審査講評」（別添資料 2）としてまとめられ、平成 29 年 8 月 18 日に委員会より報告を受けています。

落札金額

	大和リースグループ
入札価格（税抜き）	8,190,000,000円

落札者の構成

落札者	構成企業名	役割分担
大和リースグループ	大和リース株式会社名古屋支店	代表企業
	鹿島建設株式会社中部支店	構成員
	鹿島建物総合管理株式会社中部支社	構成員
	株式会社コアズ名古屋事業本部	構成員
	株式会社日本設計中部支社	協力会社

3 PFI手法の導入による公的財政負担の削減について

(1) VFM算定の前提条件

選定した民間事業者の事業提案書に基づくVFM (Value For Money) の算定に当たり、設定した主な前提条件は、次の表のとおりです。

	県が直接実施する場合	PFI事業により実施する場合
財政負担額の主な内訳	①設計・建設に係る費用 ・解体・撤去費 ・設計費 ・建設費 ・工事監理費 ②維持管理に係る費用 ・施設管理費 ・修繕費 ③起債の支払利息	①県からのサービス購入料 ・設計・建設業務に係る対価 ・維持管理業務に係る対価 ②起債の支払利息 ③アドバイザー費 等
事業期間	17.5年間	
設計・建設に関する費用	基礎調査をもととした積算等に基づき設定。	設計・建設の一括発注及び民間事業者の創意工夫等により、県が直接実施する場合と比較して一定割合の縮減が実現するものとして設定。
維持管理に関する費用	県の実績等を勘案して設定。	設計・建設・維持管理の一括発注及び民間事業者の創意工夫等により、県が直接実施する場合と比較して、一定割合の縮減が実現するものとして設定。
資金調達に関する事項	< 県の資金調達 > ・起債	< 事業者の資金調達 > ・県からのサービス購入料 ・自己資金 (資本金)
共通条件	割引率 1.828%, 物価上昇率 0%	

(2) 選定した民間事業者の事業提案書に基づくVFM

VFM算定の前提条件及び選定した民間事業者の事業提案書を基に、次の二つの額をそれぞれ現在価値に換算した後の額で比較したところ、事業期間中の財政負担額について下表のとおり約6%が縮減されます。

- ア 県が従来方式で直接実施する場合の公的財政負担額
- イ PFI事業により実施する場合の公的財政負担額

<財政負担額の削減率>

項 目	公的財政負担額	
	実質負担額 (※)	現在価値換算後負担額
ア 県が従来方式で直接実施する場合	9, 8 3 2 百万円	8, 1 0 1 百万円
イ P F I 事業により実施する場合	9, 2 5 2 百万円	7, 6 0 0 百万円
公的財政負担縮減額	5 8 0 百万円	5 0 1 百万円
削減率	5. 9 %	6. 2 %

※ 上記のうち、施設の建設、維持管理に直接必要な額

項 目	実質負担額
ア 県が従来方式で直接実施する場合	9, 4 2 1 百万円
イ P F I 事業により実施する場合	8, 8 4 5 百万円
公的財政負担縮減額	5 7 6 百万円
削減率	6. 1 %